



30 消安第 2274 号
30 消安第 2275 号
30 生産第 842 号
30 生産第 843 号
30 生産第 841 号
30 生畜第 637 号
30 生畜第 635 号
平成 30 年 7 月 20 日

東北農政局消費・安全部長 殿
東北農政局生産部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局園芸作物課長
生産局技術普及課長
生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産振興課長
生産局畜産部飼料課長

「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育
障害の発生への対応について」の一部改正について

農林水産省は、クロピラリドによる園芸作物等の生育障害の発生を防止するため、輸入飼料やこれを給与した牛の排せつ物に由来する堆肥にクロピラリドが含まれる可能性等の情報について、飼料の輸入業者から園芸農家等まで確実に共有する仕組みを導入することを主な内容とする通知（「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」

（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4228 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産第 1602 号、28 生畜第 1121 号、28 生畜第 1120 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、技術普及課長、農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長及び飼料課長通知。以下「7 課長連名通知」という。)) を発出するとともに、飼料中及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査、より低い濃度が測定可能な新たな分析法の開発、作物の生育障害と土壌中のクロピラリド濃度との関係を解明する試験研究等を実施しました。

これらの調査結果等を踏まえ、平成 29 年 6 月 7 日付けで 7 課長連名通知の



一部の改正をするとともに、飼料中及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査については調査対象を拡大するほか、生育障害低減のためのクロピラリド動態解明の研究等に取り組んでまいりました。

今般、これらの調査結果等やクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生状況（別添1～3）を踏まえ、7課長連名通知を別紙新旧対照表のとおり改正するので、貴局管内各県と協力して対応いただきますようお願いいたします。

なお、飼料の輸入・販売業者に対しては、別添写し（別添4）のとおり、本通知の発出に併せて指導することとしているので、申し添えます。



30 消安第 2274 号
30 消安第 2275 号
30 生産第 842 号
30 生産第 843 号
30 生産第 841 号
30 生畜第 637 号
30 生畜第 635 号
平成 30 年 7 月 20 日

東北農政局消費・安全部長 殿
東北農政局生産部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局園芸作物課長
生産局技術普及課長
生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産振興課長
生産局畜産部飼料課長

「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」の一部改正について

農林水産省は、クロピラリドによる園芸作物等の生育障害の発生を防止するため、輸入飼料やこれを給与した牛の排せつ物に由来する堆肥にクロピラリドが含まれる可能性等の情報について、飼料の輸入業者から園芸農家等まで確実に共有する仕組みを導入することを主な内容とする通知（「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4228 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産第 1602 号、28 生畜第 1121 号、28 生畜第 1120 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、技術普及課長、農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長及び飼料課長通知。以下「7 課長連名通知」という。)) を発出するとともに、飼料中及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査、より低い濃度が測定可能な新たな分析法の開発、作物の生育障害と土壌中のクロピラリド濃度との関係を解明する試験研究等を実施しました。

これらの調査結果等を踏まえ、平成 29 年 6 月 7 日付けで 7 課長連名通知の



一部の改正をするとともに、飼料中及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査については調査対象を拡大するほか、生育障害低減のためのクロピラリド動態解明の研究等に取り組んでまいりました。

今般、これらの調査結果等やクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生状況（別添1～3）を踏まえ、7課長連名通知を別紙新旧対照表のとおり改正するので、貴局管内各県と協力して対応いただきますようお願いいたします。

なお、飼料の輸入・販売業者に対しては、別添写し（別添4）のとおり、本通知の発出に併せて指導することとしているので、申し添えます。